

公安委員会 説明資料No. 1	「銃砲刀剣類所持等取締法施行令の一部を改正する政令案」等に対する意見の募集について	令和3年11月11日 生活安全局
--------------------	---	---------------------

1 趣旨

銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号。以下「令」という。）及び銃砲刀剣類所持等取締法施行規則（昭和33年総理府令第16号。以下「規則」という。）を改正するに当たり、その改正案を一般に公表し、意見を募集するもの。

2 期間

令和3年11月12日（金）から令和3年12月11日（土）までの間

3 改正案の概要

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）における以下の手続については、申請者がその住所地の所在する都道府県における「日本スポーツ協会の加盟地方団体」から、射撃競技に参加する選手又は候補者として適当な者等であるとの推薦を受けることが必要とされているところ、この推薦主体を「日本スポーツ協会の加盟地方団体」から「日本スポーツ協会」に改める。

- ① 18歳以上20歳未満の者が猟銃の所持の許可を受けようとする場合
（法第5条の2第2項第1号及び令第11条第2項）
- ② 現に猟銃を所持している射撃競技選手が、技能講習を修了することなく、同種類の猟銃の所持の許可又は更新を受けようとする場合
（法第5条の2第3項第1号、第7条の3第2項及び令第13条第2項）
- ③ 10歳以上18歳未満の者が空気銃（空気拳銃を除く。）を所持するため、年少射撃資格の認定を受けようとする場合
（法第9条の13第1項及び令第28条第2項第1号）
- ④ 21歳以上25歳未満の者が射撃指導員の指定を受けようとする場合
（法第9条の3第1項及び規則第42条第1項第1号）

4 施行期日

令和4年4月1日

<p>公安委員会</p> <p>説明資料No. 2</p>	<p>「新型コロナウイルス感染症等の影響による社会経済情勢の変化に対応して金融の機能の強化及び安定の確保を図るための銀行法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係国家公安委員会規則の整備に関する規則案」について</p>	<p>令和3年11月11日</p> <p>刑事局</p> <p>生活安全局</p> <p>交通局</p>
-------------------------------	--	--

1 改正の対象となる国家公安委員会規則（根拠法）

- (1) 警備業の要件に関する規則（警備業法）
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律）
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律）
- (4) 暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為を定める規則（銃砲刀剣類所持等取締法）
- (5) 古物営業法施行規則（古物営業法）
- (6) 国家公安委員会関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則（自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律）
- (7) 確認事務の委託の手續等に関する規則（道路交通法）

(1)、(2)及び(4)から(7)までにおいては、「暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為で国家公安委員会規則で定めるもの」を定め、各法律において同行為を行うおそれのある者であることを認定、許可又は登録の欠格事由としている。また、(3)においては、「暴力的不法行為等」を定め、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律において、同行為に掲げる罪に係る犯罪経歴の保有者が一定以上の割合を占めることを指定暴力団の指定要件の一つとするなどしている。

2 改正の内容

新型コロナウイルス感染症等の影響による社会経済情勢の変化に対応して金融の機能の強化及び安定の確保を図るための銀行法等の一部を改正する法律（令和3年法律第46号。以下「改正法」という。）による改正後の金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第197条の2第10号の9（第63条の13第3項（第63条の11第2項において準用する場合を含む。）に係る部分）（海外投資家等特例業務届出者の業務廃止命令違反）、第197条の2第10号の10（海外投資家等特例業務に係る虚偽の届出等）及び第205条の2の3第1号（第63条の9第7項（第63条の11第2項において準用する場合を含む。）に係る部分）（海外投資家等特例業務届出者の届出事項の変更に関する届出義務違反）に規定する罪に当たる行為を、上記「暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為で国家公安委員会規則で定めるもの」及び「暴力的不法行為等」に追加するほか、所要の改正を行う。

3 意見公募手続の実施結果

規則案について、令和3年9月21日（火）から同年10月20日（水）までの30日間、意見公募手続を実施したところ、本規則案についての意見はなかった。

4 施行期日

改正法の施行の日（令和3年11月22日）